「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス 選択に資するための情報となること。

<u>2.福祉サービス第三者評価事業の推進方策</u>

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する 指針」を発出。 (平成16年5月7日)

さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として発出。

〇 推進体制

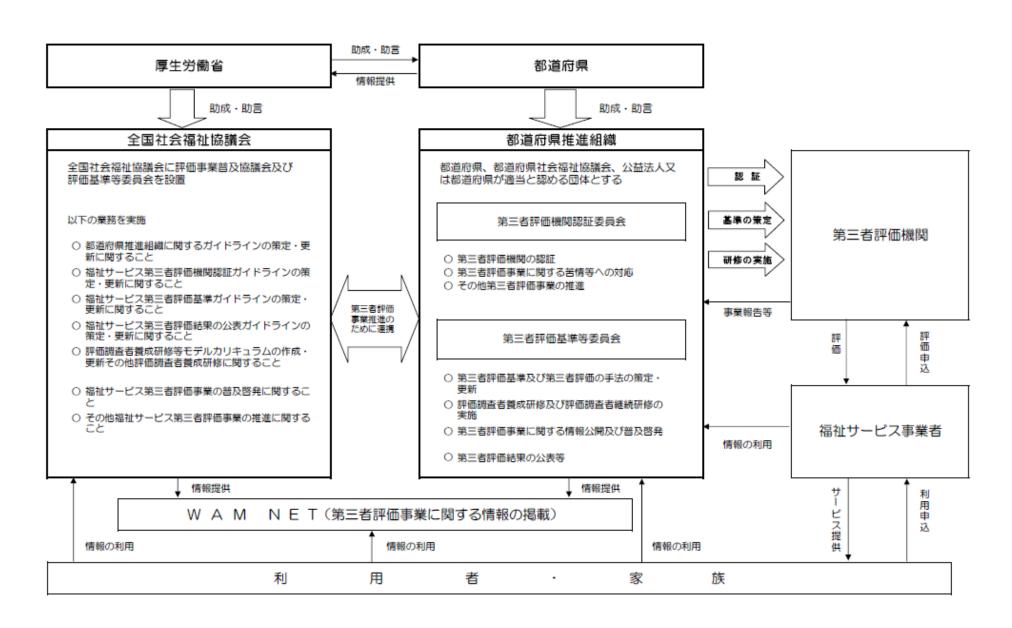
【全国の推進組織】

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者 評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会·第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の保育所における受審の状況

| | | 受審件数 | | | 受審率 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
| 社会福业施设等 | | 1,766 | 2,155 | 3,048 | 1.87% | 2.24% | 3.17% |
| | うち保育所 | 529 | 650 | 977 | 2.34% | 2.86% | 4.28% |

[※] 受審率これで、各年10月1日時点の施設を基ご算出(平成19年度は集計中のため、平成18年度の施設数を使用。)